

<p>1. 案件名</p> <p>(和) 人とトキが共生できる地域環境づくりプロジェクト</p> <p>(中) 人与朱鹮和谐共存的地区环境建设项目</p> <p>(英) The Project for Harmonization of Local Community and the Crested Ibis</p>
<p>2. 協力概要</p> <p>(1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述</p> <p>本プロジェクトは対象地域<sup>1</sup>において、人とトキの共生に向けた環境が整備されることを目標とする。そのために、1) 環境情報(トキを含む自然環境および社会環境)の整備、2) トキの野生復帰を行う体制の構築、3) 住民参加型事業のモデルの構築、4) トキを含む自然環境保全に関する関係者の意識向上を図る。</p> <p>(2) 協力期間</p> <p>2010年4月～2015年3月(5年間)</p> <p>(3) 協力総額(日本側)</p> <p>4.5億円</p> <p>(4) 協力相手先機関</p> <p>国家林業局国際合作司          国家林業局野生動植物保護および自然保護区管理司          中国林業科学研究院森林生態環境・保護研究所全国鳥類バンディングセンター          中国林業科学研究院          陝西(せんせい)省林業庁          河南省林業庁          陝西省洋県          陝西省寧陝(ねいせん)県          河南省羅山(らざん)県          漢中トキ自然保護区管理局          陝西省寧陝県林業局          董寨(どうさい)自然保護区管理局</p> <p>(5) 国内協力機関</p> <p>環境省</p> <p>(6) 裨益対象者及び規模、等</p> <p>対象地域：陝西省(洋県/寧陝県)、河南省羅山県</p> <p>直接受益者：陝西省(洋県/寧陝県)、河南省羅山県の省・県関係者および地元住民(約125万人)<sup>2</sup></p>

<sup>1</sup>陝西省(せんせいしょう)洋県(ようけん)および寧陝県(ねいせんけん)、河南省羅山県(らざんけん)

<sup>2</sup>2009年11月時点の人口が、洋県約45万人、寧陝県約7万人、羅山県約72万人。

最終受益者：陝西省（洋県/寧陝県）、河南省羅山県の省・県関係者および地元住民（約 125 万人）

### 3. 協力の必要性・位置付け

トキは IUCN（世界自然保護連合）のレッドリスト<sup>3</sup>の絶滅危惧種として掲載されており、その保護は生物学上重要である。また、かつてのトキの生息地であった日本と中国は、共同でトキの保護に努めてきた。トキの保護増殖にかかる日中協力としては、1985 年「日中野生鳥獣保護会議」において合意され同年より日本産トキの人工繁殖のために中国産トキの貸与等が行われた他、1995 年よりその生息環境保全に関する協力事業等を実施してきており、2003 年には「日中共同トキ保護計画」が合意されている。また、2008 年の日中首脳会談においても、トキの保護及び野生復帰に関する協力を引き続き強化するとその共通認識に達しており、日中の外交面においてもトキの保護が重要視されている。

中国のトキは一時絶滅したと思われていたが、1981 年 5 月に陝西省洋県にて 7 羽の生息が確認された後、野外における保護及び捕獲個体等による人工繁殖に成功し、その個体数は 2009 年時点で計 1,400 羽を超えるまでに増加している。2004 年以降、野生復帰（放鳥）も開始している（2004・2005 年洋県、2007・2009 年寧陝県）。

中国の状況は、主に陝西省の洋県を重点地域として、トキの飼育繁殖や野生復帰に向けた取り組みを実施している。個体数の増加と鳥インフルエンザなどのリスク分散を考え、陝西省の寧陝県や河南省の羅山県、その他浙江省等の陝西省洋県以外の地域においても、トキの飼育繁殖と野生復帰のための事業を実施している。

これまでのトキに関する事業の特徴は個体数の増加に焦点が当てられていたことであり、個体数の増加という点では成果が確認されるものの、個体数の増加に伴い新しい課題も確認されている。

一つは、トキの生息地域の住民（農民）の生活環境の改善や生計向上である。野生復帰されたトキが多数生息している陝西省では、水田など人の生活場所の近くに生息するトキの環境を整備するために、農薬や化学肥料の使用を一切禁止し、また、冬季の田に水を張るなど餌場の確保を推進する取り組みがされてきた。これらの取り組みはトキの保護には寄与しているが、農薬や化学肥料の使用禁止により、農家の米の生産は減少しているなど、農民にとっては必ずしも好ましい状況ではない。規制による米の生産量低下分は補償金を支払うことで対応しているが、補償金は十分ではない上に、支払いが滞っている状況である。補償金の支払いは中長期的な解決にはなっていない。農村を離れ都市部に出稼ぎに行く農民もいる。人の手入れがされない自然環境は劣化していくことが危惧される。住民の生活環境や生計向上とトキの保護を両立させる取り組みを実践し、トキの生息地の保全が地元住民にとってもメリットとなるような協力を行う事が求められている。

二つ目は、トキとトキの生息地に関する情報が不足していることである。中国国内のトキの個体数は増加しているが、モニタリングは十分ではなく、生息環境や行動についての情報は不足している。また、トキの生息地の社会経済状況の把握も十分ではない。トキの生息環境と地域の社会経済状況を把握すると共に、モニタリングを定期的実施し、モニタリング結果を政策に反映していく仕組みを構築することが必要である。

三つ目は対象地域の幅広い層を対象にした環境保全に対する意識向上のための活動が必要である。トキ生息地域で農民の生計向上活動が求められているが、意識向上を伴わない場合、収入向上対策は必ずしも環境保全に結びつかず、開発が環境の劣化を招く恐れがあるからである。

<sup>3</sup>国際的な自然保護組織である IUCN（国際自然保護連合）が作成するリストで、絶滅のおそれのある野生生物の名称（学名、和名等現地名）、カテゴリー等の情報が記載されている。最初のレッドリストは、1966 年に作成され、その後、各国の所管政府機関（日本では環境省）や地方自治体（日本では主に都道府県）、学術団体などによって、同様のリストが独自に作成され、これらもレッドリストの名で呼ばれている。これらの多くは、IUCN 版のカテゴリーに準拠した形で作られている。

以上のように、今後、中国の野生のトキの個体数の増加や野生トキの活動範囲の拡大に向けて、トキの生息環境の整備が必要である。そのためには、生息環境で生活をする住民の協力や支援が必要となる。現在の中国における課題の中には、都市の課題も少なからず存在するものの、いまだ人口の過半が居住し、さまざまな意味で中国社会全体を安定させる基盤となっているのは中国の農村部であると考えられる。本案件では、発展ニーズの把握や生活環境改善、環境教育などの観点から「住民参加型」により、地域の住民と少なからず接点を持ち、その改善を図ることを目指している。その活動のプロセスを通じた地域社会のガバナンスの改善は、中長期的な中国社会の安定的発展に不可欠な要素と考えられる。

#### (2) 相手国政府国家政策上の位置付け

中国は「全国生態保護第11次5カ年計画」を作成し、生態保護区の整備、農村環境総合整備の確立、エコモデルの創設などを目標として掲げている。(本計画は2010年までを対象にしているが、2010年以降も更新する予定である。) パンダやトラなどの大型哺乳類動物や鳥類などの貴重・希少な野生動物が豊富な中国は野生動物の保護を重要課題として位置づけているが、トキは前述のとおり IUCN (国際自然保護連合) の絶滅危惧種リストに掲載されている種であり、また「幸福をもたらす鳥」として古くから親しまれてきた鳥であるため、その保護については最優先事項として取り組んできた。上記のとおり、トキの保護は日中の協力の象徴となっている面に加え、トキの保護およびトキの生息環境の保全は、世界的な関心を集めていることも、中国政府の政策上の優先事項となっている一つの背景となっている。

#### (3) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け (プログラムにおける位置付け)

日本国政府の対中国経済協力計画においては、重点分野「環境問題など地球的規模の問題に対処するための協力」に該当する。また、JICA 国別事業展開計画の中の援助重点分野「環境問題など地球規模の問題に対処するための協力」の重点開発課題「生態系の維持・回復、森林の保全・造成」のうち、「森林・自然環境の保全」プログラムに該当する。

### 4. 協力の枠組み

\* 具体的な指標・目標値についてはプロジェクト開始後半年以内に現地の状況に適したものを設定予定であり、事前段階では想定される指標・目標値を記載するにとどめる。目標値の「●」はプロジェクト開始後に具体的数値を決定する予定。

#### (1) 協力の目標 (アウトカム)

##### ① 協力終了時の達成目標 (プロジェクト目標) と指標・目標値

対象地域において、人とトキの共生に向けた環境が整備される。

【指標】 地域住民の満足度が向上する<sup>4</sup>。

対象地域におけるトキの生息地が●%拡大する。

##### ② 協力終了後に達成が期待される目標 (上位目標) と指標・目標値

対象地域およびその他の地域において、人とトキの共生に向けた環境整備が促進される。

【指標】 プロジェクトの成果が●箇所で活用される。

#### (2) 成果 (アウトプット) と活動

<sup>4</sup> 住民の満足度は、例えば、身の回りに自然が増えたと感じる、環境に配慮した活動を通じて生活環境が改善された、などの満足度を期待している。プロジェクトでは、住民のニーズ調査を行うことにしており、定期的に住民の声を聞く機会を設ける予定である。

【成果1】環境情報(トキを含む自然環境および社会環境)が整備される。

【指標】 1-1 人とトキが共生する地域環境づくり計画が地元の政策に反映される。

1-2 環境情報に関する報告書が作成される。

【活動】 1-1 自然環境・社会経済状況の基礎調査を実施する。

1-2 基礎調査結果を踏まえ、人とトキが共生する地域環境づくり計画を策定する。

1-3 調査結果をプロジェクト関係者間で共有する体制を構築する。

【成果2】トキの野生復帰を行う体制が構築される。

【指標】 2-1 飼育下のトキの個体数が●%増加する。

2-2 野生のトキの個体数が●%増加する。

2-3 モニタリング技術者が●人育成される。

【活動】 2-1 飼育繁殖の管理技術向上のための技術交換を行う。

2-2 順化訓練<sup>5</sup>技術およびモニタリング技術向上のための技術交換を行う。

2-3 順化訓練および放鳥に備えた環境整備を行う。

2-4 野生トキのモニタリングを実施し、その結果を共有する。

2-5 モニタリングの結果からトキの活動範囲・行動を把握し、保護計画・政策に提言する。

【成果3】住民参加型事業のモデルが構築される。

【指標】 3-1 ●種類のモデル事業が提案され、関係者によって承認される。

3-2 エコツーリズムのコース<sup>6</sup>が●コース開発される。

3-3 承認されたモデル事業のうち、●種類の事業が実施される。

3-4 冬季湛水田<sup>7</sup>の面積が●%増加する。

3-5 有機農業を実施する世帯数が●%増加する。

3-6 モデル事業に参加した地域住民の所得が●%増加する。

【活動】 3-1 住民の生活環境に関する現状と課題を把握する。

3-2 ニーズ調査を実施する。(行政機関、住民の意識調査など)

3-3 住民の生計向上や生活環境改善に資する事業の実施可能性を調査する。

3-4 モデル事業実施に関する研修を行う。

3-5 実施可能性のある事業をモデル的に実施する。

3-6 モデル事業の実施状況のモニタリングおよび成果の評価を行う。

3-7 モデル事業の評価結果を踏まえて政策に提言する。

【成果4】トキを含む自然環境保全に関する関係者の意識が向上する。

<sup>5</sup> 順化訓練とは、飼育下のトキを野生復帰するために、「環境に馴らす」ことを言う。飼育下で育ったトキをそのまま野外に放す(放鳥)と、自然環境に適応しないことが多い。そのため、一定期間(半年程度)、網で囲った施設(ケージ)内で、餌の確保、木の上での生活、蛇などの天敵対策(擬声音を出して馴らす)などを行い、野生復帰に向けた準備を行う。

<sup>6</sup> エコツーリズムのコースとは、自然観察や環境教育を行うためのルート(歩道)のことを言う。本件プロジェクトの対象地域は、トキ以外にも貴重・希少な野生動物(鳥類など)が数多く生息し、また湿地、里山のような優れた景観が多く存在し、エコツーリズム活動の有望な地域である。大きなインフラ整備を行うものではなく、現在の自然環境を活かして、幾つかの自然観察や環境教育を行うためのルート(歩道)を設置することを計画している。

<sup>7</sup> 冬季に水の張った田のことを指す。

<sup>8</sup> 生物の生息環境のことを指す。生物が生息する環境を整備(ため池などの鳥類の餌場の整備など)し、環境保全に対する意識向上を目指すものである。

- 【指標】 4-1 環境教育を実践する組織・団体の数が●となる。  
 4-2 地域住民●人が環境教育の活動に参加する。  
 4-3 観光客●人が環境教育の活動に参加する。  
 4-4 トキを含む自然環境保全に関する地域住民の理解度が●%増加する。  
 4-5 環境教育用湿地ビオトープ<sup>8</sup>が●箇所増加する。  
 4-6 広報ツールが●種類作成される。  
 4-7 スタディーツアーが●回実施される。  
 4-8 セミナー・シンポジウムが●回開催される。
- 【活動】 4-1 環境教育の現状把握、計画立案、実施、評価を行う。  
 4-2 技術交換・情報交換を目的としたスタディーツアーを実施する。  
 4-3 広報ツールを作成する。  
 4-4 プロジェクト活動内容・成果を普及するためのセミナー・シンポジウムを開催する。

### (3) 投入（インプット）

#### ①日本側（総額 4.5 億円）

- ・長期専門家：3名（住民参加型開発、業務調整/環境教育、鳥類保護）
  - \* 住民参加型開発あるいは鳥類保護を担当する専門家がチーフアドバイザーを兼ねる。
- ・短期専門家：必要に応じて派遣（飼育・訓練技術、有機農業、林産品加工・果樹栽培、その他）
- ・研修員受入
- ・機材供与（車輛等）
- ・ローカルコストの一部負担

#### ②中国側

- ・専門家執務室の提供
- ・カウンターパートの配置
- ・ローカルコストの一部負担

### (4) 外部要因（満たされるべき外部条件）

#### ①前提条件

特になし。

#### ② 成果を達成する上での外部条件

中国におけるトキ保護政策に変更がない。  
 農産物の価格が市場で暴落しない。

#### ③ プロジェクト目標達成のための外部条件

自然環境条件が大幅に変更しない。

#### ④ 上位目標達成のための外部条件

特になし。

## 5. 評価 5 項目による評価結果

下記のとおり、本プロジェクトを実施する意義は大きいと判断される。

### (1) 妥当性

この案件は以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- 2003年に日中両国政府は、「日中共同トキ保護計画」を策定した。その中で中国側のトキ保護事業として、野生個体群の保護や、野生復帰の実施、農業やエコツーリズムのモデル的研究を含めた科学研究に言及している。また日中両国のトキ保護の領域として、相互支援・人的交流・情報交換等を積極的に進めることを確認しており、本案件の方向性と合致している。
- 日本政府は対中援助方針（対中経済協力計画）の重点分野の一つとして、環境分野への協力（生態系の維持・回復等）の実施を掲げており、我が国の援助政策との整合性を有しているといえる。
- 中国は「全国生態保護第11次5カ年計画」の中で、生態保護区の整備に加え、管理システムの強化や農村環境総合整備の確立、エコモデルの創設などを目標として掲げており、重要性は高いといえる。なお本計画は2010年までだが、中国側は継続する意向であるとのことである。
- 日中両国はラムサール条約<sup>9</sup>の締約国である。日本は第10回締約国会議の中で、2008年において「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上（水田決議）」を韓国と共同提案し、採択されている。さらにトキはワシントン条約<sup>10</sup>において「附属書I」に掲載されており、本事業の戦略としてトキの飼育繁殖・野生復帰、さらに水田棚田等の生息地域の拡充など生息環境の整備を目指したアプローチは適切であると判断できる。
- 日本では、農薬や化学肥料の使用量を減らす事で米の生産量が減少しても、補償金などで対応せず、農産物にブランド力を持たせ、収入増につなげている取り組みが数多く実施されている。（兵庫県のコウノトリの復帰事業など）また、地域住民が主体となって、環境教育活動やボランティア事業を行い、地域の環境整備（ビオトープなどの自然再生活動など）を行っている。加えて、日本では自然環境保全を行う組織だけでなく、農業や観光業などの関係する分野との調整や、行政から民間、市民団体など多岐に亘る関係主体が相互に調整をしながら、総合的な取り組みを行っている。このような日本での取り組みは、本案件の対象地域の人とトキの共生に向けた地域環境づくりにとって必要なものであり、日本の経験と知見を活用することが期待される。
- 日本では、国内の国立公園などの保護区において、野生動植物のモニタリングを行い、その結果を保護区管理政策に反映する仕組みが整備されている。モニタリング技術とモニタリング結果の政策への反映については、日本の得意な分野であり、本案件においても活用されることが期待される。
- 日中両国のトキの飼育繁殖や野生復帰に関しては、技術向上の「相乗効果」もしくは「互恵的な支援」という観点から、本案件を通じた日本からの技術支援の必要性は大きい。さらに日本のODA事業では世界各国において、数多くの住民参加型事業の実績があり、そのノウハウを活用することが可能である。
- 対象地域は、既に野生化したトキの生息地であり、また今後放鳥の計画がある地域であり、中国国内のトキの保護の重点地域として、トキの生息環境の整備に向けた取り組みが実施されている。同時に、トキの生息地で生活をしている住民（農民）の生活環境の改善や収入源の確保などが強く期待されている。このように、対象地域は人とトキの共生社会の実現に向けた取り組みに向けた環境づくりにおいて重要な地域であり、ニーズも高い。

## (2) 有効性

<sup>9</sup> 1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された条約で、正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。湿地の再生と保全、賢明な利用を目指し、またそのための交流・学習を推進することを目指している。

<sup>10</sup> 正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」。1973年にワシントンで開かれた国際会議で採択されたためにこうよばれている。この条約は、国際的取引を規制することによって、野生生物を将来にわたる持続的な利用を通じ、絶滅あるいは絶滅のおそれから野生動植物を守ろうとする国際条約である。

この案件は以下の理由から有効性が見込める。

- 本案件では、これまでの調査結果をもとに、現状把握のための調査を実施した上で、具体的な課題や今後の展望などを提示・提言し（成果1）、飼育訓練、放鳥、モニタリングといったトキの野生復帰のための体制を構築すると同時に、地域の保全計画や政策に提言し（成果2）、生活環境の改善や生計向上を目的とした住民参加型の活動を通じて、地域社会と自然環境保全の共生モデルを提示し（成果3）、関係者の自然環境保全意識向上のための環境教育の実施、広報ツールの作成等を実施する（成果4）こととしている。これら4つの成果の達成をもって、プロジェクト目標である人とトキの共生に向けた環境整備がされることになり、プロジェクト目標達成に向けた論理的整合性が確保されている。日中双方の知識・技術を集約することで、成果の発現は期待でき、プロジェクト目標の達成は可能であると見込まれる。
- 全国生態保護第11次5カ年計画および日中共同トキ保護計画は2010年までの計画となっているが、今後も継続・更新する方向であるため、トキの保護政策に変更はないものと思われる。
- プロジェクト目標に関し、定期的に行うインタビューやニーズ調査によって得られる住民の満足度が指標として設定されている。さらに野生順化数の増加によるトキ生育地の拡大も指標として設定されている。人とトキが共生できる地域環境づくりの状態を表す指標として、これら2つの指標を組み合わせは、指標として適切なものである。

### (3) 効率性

この案件は以下の理由から投入は最小限に抑えることが期待できる。

- 現状の状況や課題の把握やニーズの確認のための調査や一部のコミュニティーレベルでの活動については、既存の情報を活用する他、現地の人材を活用することが可能である。また、機材や施設についても、既存のものを活用し、必要最低限のものを供与することを想定している。既存の情報や機材・施設を活用することで、効率よい活動が実施できる。
- 1985年の「日中野生鳥獣保護会議」以降、日中のトキの人工繁殖のための技術交換や人材交流によって蓄積されたネットワークや技術体系を基に、効率よく協力事業を行うことが可能である。
- 国家林業局は、他省への普及を見据え、当局が情報発信・ネットワーク作りの拠点となることを目指していることから、効率的な情報共有・発信が期待できる。
- 本案件対象地域においては、トキの保護事業に関する他ドナー・NGO等の支援はないということであった。日本との関係では、日本鳥類保護連盟をはじめとした民間団体の支援があるが、資金援助、交流などが主な活動である。本案件においては、これらの団体とも情報共有を図っていくことで、活動の重複はないといえる。

### (4) インパクト

この案件のインパクトは以下のように予測できる。

- トキはその学名（*Nipponia nippon*）からも古くから日本人にとっては馴染み深い鳥であり、絶滅が危惧されてから特に注目されるものであった。また中国においても縁起のいい鳥として認識されている。1981年に中国陝西省洋県で7羽のトキが発見されて以来、両国は協力しトキ保護の取り組みを進め、いわば「トキは日中友好の象徴」として両国の関係を深めてきた。以上の経緯から、本案件の持つ両国国民へ与える意義は非常に深い。
- 中国においては全国生態保護第11次5カ年計画の中で、生態環境の悪化傾向や生物多様性の激減傾向を効果的に抑制するとしており、そのために地域の経済、社会、資源、環境の調和が取れた発

展を推進するとしているプロジェクトによりトキをはじめとする自然環境と地域の経済社会活動が調和した地域開発例を提示できれば、中国国内へ与えるインパクトや宣伝効果は大きいことが期待できる。

- 中国国内においては、陝西省、河南省の他に安徽省と浙江省においてトキが保護されている。本案件において両省は対象地域でないものの、中国側による繁殖飼育やモニタリングに関する技術交流や個体数の増加によるトキの移住、広報ツールの活用による情報共有が可能であり、プロジェクトが両省におけるトキ保護事業促進に正の促進要因となることが見込まれる。
- 本案件の国際社会への情報発信や宣伝効果も高いといえる。レッドリストに掲載されているトキの飼育繁殖や野生復帰に、ロシアや韓国も興味を持っている。我が国においては、2010年10月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約の第10回締約国会議（COP10）などを通じて、本案件のような二国間での取組みは注目される可能性が高い。
- トキの生息環境保全と両立する住民参加型事業のモデルを形成する活動については、中国側からエコツーリズムの推進や活動実施、有機農業への支援の要望が強い。具体的な活動は本案件の中で決定されることになるが、モデルとなる住民参加型事業が実施され、成果を出す事が出来れば、人と自然の共生モデルとして他地域への波及効果が期待できる。

#### (5) 自立発展性

以下のとおり、自立発展性は高いことが見込まれる。

- 前述した全国生態保護第11次5カ年計画や日中共同トキ保護計画は、中国環境保護分野の重要課題であり、関係者からの聞き取りによれば計画推進の政策が変更される可能性は低い。政策の持続性が見込まれることから、現時点においては、トキの保護に関する事業費や人員配置は継続的に確保される見込みは高い。
- 本案件では、自然環境保全を行う組織だけでなく、農業や観光業など分野横断的な調整や、行政から民間、市民団体など多岐に亘る関係主体が相互に調整をしながら、人とトキが共生できる社会を構築するものである。このような日本の知見・経験を活動として実施していくことで技術的な発展性が確保される見込みは高い。
- 本案件のモデル事業は、地元コミュニティに裨益し、住民の満足度を得られる活動を実施していくことに加え、農村の環境改善活動は近年の中国の「新農村建設」政策とも合致することから、中国側での予算措置が比較的容易と考えられ、継続的な実施、展開も可能と考えられる。

#### 6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

貧困：特になし。

ジェンダー：特になし。

環境：特になし。

#### 7. 過去の類似案件からの教訓の活用

過去の JICA の住民参加型による環境保全プロジェクトは、住民の生活環境の改善や生計向上などを通じて環境保全を目指すものが多い。自然環境、特に特定の「種」の「保護」にのみ重点を置かず、自然資源に生活を依存している地域の住民の目線に立った協力が、持続的な自然資源管理と地域の開発に不可欠であることは多くの過去のプロジェクトの教訓となっている。この教訓に基づき、本案件については、地元住民（農民）の声を聞き、住民の生活環境の改善とトキを含む自然環境保全の両立を目指



す活動を実践していくことが、長期的な人とトキの共生社会を構築する。

また、人とトキが共生する地域環境づくりは、トキを含む自然環境保全に留まらず、他の農業、畜産、観光等の他産業との連携が不可欠であり、このための実施体制の構築が円滑な活動実施には重要となる。このように分野横断的な実施体制を構築することは、環境保全と地域開発の両立を目指す協力において極めて重要であることは、過去の多くのプロジェクトの教訓として整理されている。本案件においても、林業庁、林業局、保護区管理局などの環境保全の部署のみでなく、省や県政府を関与させた事業実施体制の構築を行う。

#### 8. 今後の評価計画

- (1) 中間レビュー 2012年9月頃
- (2) 終了時評価 2014年9月頃
- (3) 事後評価：協力終了3年後を目処